

大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内のこどもが様々な生活環境のため地域社会から孤立することのないよう、また、多様な体験ができるよう、こどもの居場所づくりを行う団体に対し、大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「こどもの居場所づくり」とは、主に18歳未満のこども及びその保護者を対象に提供する事業で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 食事の提供を行う場
- (2) 学習・体験の機会の提供を行う場
- (3) 自主的な活動を行う場
- (4) 世代間の交流等を目的とした事業を行う場

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するこどもの居場所づくり事業とする。

- (1) 活動拠点が町内にあること。
- (2) 概ね年間10回以上活動し、かつ、1回1時間以上の活動すること。
- (3) 概ね1回当たりの活動で、5人以上のこどもの受入れが可能であること。
- (4) こどもの参加費又は利用料は、無料又は低額（実費相当程度）であること。
- (5) 食事の提供を行う場合は、衛生管理について所管の保健福祉事務所に相談し、必要に応じた指導及び助言を求めるとともに、食物アレルギーのあるこどもに配慮した運営を行うこと。
- (6) こどもが安全・安心に過ごせるよう、実施場所の安全点検を行うとともに、こどもの行動を常に観察し、危険回避に努めること。
- (7) 事故に備え、避難経路、対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めていること。
- (8) 多くのこどもが参加できるよう広報活動を行うこと。
- (9) こどもの見守りを通じ、支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、町との連携を取り情報共有に努めること。

(補助対象団体)

第4条 補助対象となる団体（以下「補助事業者」という。）は、人員及び運営体制を整えた次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する町民活動団体とする。

- (1) こどもの居場所を提供していること。
- (2) 団体の構成人数は、概ね3人以上であり、組織及び運営に関する事項を定めた定款又は会則等を備えていること。

- (3) 政治的又は宗教的な活動を行うことを主たる目的としていないこと。
- (4) 当該年度において、この要綱に基づく補助金以外の本町に係る他の補助金、その他交付金、負担金等の支援を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、補助対象から除外する。

- (1) 法令、条例等に違反する活動をしている団体等
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体等
- (3) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から同条第5号までに規定するいずれかに該当する者又はこれらのものと密接な関係を有していると認められる団体等

（補助対象経費）

第5条 令和8年4月1日以降、補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象項目の区分に応じ、同表に定める補助対象経費の上限額と補助対象経費の実支出額（補助対象事業に要する経費のうち、当該年度における補助対象経費に充てるための参加費、寄附金その他収入の額を控除した額をいう。）を比較していずれか低い額の2分の1の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の制限）

第7条 補助事業者に対する補助金の交付は、1年度につき1回とする。ただし、第2条各号で定めるこどもの居場所づくりの事業内容が異なる場合は、この限りではない。

（補助金の交付申請）

第8条 規則第3条第1項の交付申請は、大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算（見込）書
- (3) 定款又は会則、規約その他これらに準ずるもの
- (4) 構成員等一覧
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、規則第4条第1項の規定による補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定により、大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業等の変更等）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容に変更が生じたときは、速やかに大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて町長に申請し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、当該提出を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（第4号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、概算払により交付するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 規則第11条及び規則第12条第2項の規定により、補助事業者は、第9条に規定する交付決定を受けたときは、大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付請求書（第5号様式）により交付請求を行うものとする。

（実績報告）

第13条 規則第9条の規定による実績報告は、大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（第6号様式）により、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書などの写し
- (4) 実施した事業の写真、チラシ等
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、規則第10条の規定により交付すべき額を確定したときは、大磯町こどもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の額の確定による差額の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、支出済額（うち町補助金対象分）の合計額が既に交付された補助金額を下回ったときは、補助事業者へ当該差額の返還を求めることができる。

（書類等の整備）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、補助金の額の確定の日の属する町の会計年度の終了後、5年間保管しておかななければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に

定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象項目	内容	補助対象経費の上限額
報酬・謝金	講師謝金、従事者謝金	1年度当たり 200,000円
消耗品費	事務・事業用消耗品、教材、調理用消耗品（こども食堂のみ）等	
印刷製本費	ポスター・チラシ等作成に係る経費	
光熱水費	水道、電気、ガス、自動車燃料代及び灯油等 （事業実施分が明確にわかるもの）	
通信運搬費	郵送料、切手代、電話料金、運送料金等	
保険料	賠償責任保険料等	
賃借料	会場使用料、リース・レンタル料、家賃（こどもの居場所づくり事業専用に限る）等	
食材費	食材（おやつなどの軽食を含む）	